

行政書士における「〇〇法務事務所」名称と 司法書士から「法務士」への名称変更問題

1. はじめに

わが国では縦割り行政の弊害の産物として、また公務員 0B への天下り対策として、弁護士を頂点とした法律家(隣接法律専門職)と称する士業が、少なくとも八士業(弁護士・行政書士・司法書士・土地家屋調査士・社会保険労務士・税理士・弁理士・海事代理士)存在し、隣接法律専門職として司法過疎・弁護士過疎を支えてきていた。

住民票・戸籍謄抄本等を、その職務上において請求できる士業は上記の八士業である。
(戸籍法施行規則 第11条の2第4項)

しかし、司法制度改革・規制改革・民間開放などの推進策によって、平成12年頃から、各士業には報酬額の撤廃、広告の自由化、隣接法律専門職間の相互乗り入れ、職域拡大要望等の諸問題が降りかかるに至って、更なる軋轢が士業の間に生まれようとしている。

今回は、司法書士界が司法書士法を改正し「法務士法」、司法書士名称を「法務士」へと改正すべく活動を開始したことに関する問題点を考えてみる。

なお、お隣の韓国には、わが国の行政書士に対比する職種として「行政士」、司法書士に対比する職種として「法務士」がある。

2. 行政書士・司法書士名称の英訳

日行連(Japan Federation of Gyoseishoshi Lawyer's Associations)は、平成12年10月6日に「Gyoseishoshi Lawyer」を商標登録し、以後、「Gyoseishoshi Lawyer」を行政書士の英訳名として月刊誌、ポスター、広告等へ使用してきている。

<行政書士の英訳例>

- 1 「Gyoseishoshi Lawyer」 (日行連)
- 2 「Administrative Lawyer」 (ウィキペディア Wikipedia)

- 3 「Administrative Scrivener (講談社日本語大辞典)
- 4 「Certified administrative procedurers specialist」 (法務省 外国人のための入国・在留の手引)
- 5 「Administrative Documentation Lawyer」
- 6 「Public Notary」などがある。

数年前、日司連 (Japan Federation of shiho-shoshi Lawyer ' s Associations) では司法書士の英語表記について、従来のshiho-shoshi Lawyer ' sまたはJudicial Scrivenerという表記から、英国流の「Solicitor」表記を用いることを決議した。

(第14回 日司連理事会 18.8.29)
 司法書士及び日本司法書士会連合会の新英語名については、下記の英語名を広く使用することの働きかけを、政府等関係諸機関に対し行うことを承認した。
 司法書士 Solicitor、日本司法書士会連合会 Japan Federation of Solicitor Associations

もっとも、簡裁での訴訟代理権のある認定司法書士は現在でも55%程度 (平成20年4月現在) であるので、書類作成がメインの簡裁代理権の無い登記業務一筋の残り45%の司法書士も含めるとすれば、その職能を表現する英国の「Solicitor」という表記は、少々ピンボケの感はあるが、日司連はソリシターに統一したい意向であった。

日司連 2008.1.1 現在の司法書士会会員数は 19,137 名 (司法書士 18,878 名、 司法書士法人 259 法人、うち認定司法書士は約 10,000 人 (2008.4.1 現在))

こうしたことから、日司連は法律事務の役務商標として「ソリシター」を出願したが、法律事務の役務の一般的な名称であるとして、特許庁に拒絶された。そこで、司法書士マークの横にソリシターと記載した図形商標として再度出願し、登録が認められている。この商標の役務内容として、他土業の業務を列挙しており、他土業と司法書士の軋轢が伺える。また、司法書士マークを並べていないソリシターとしての商標は、法律事務の役務としては拒絶されたが、雑誌のタイトルとしては特許庁に登録が認められている。その他、法務士、法理士、司法士の商標出願もしたが、すべて特許庁の拒絶査定を受けた。(以上の出典 「司法書士」Wikipedia)

「出入国管理難民認定法省令」法務省令第 16 号	
別表第一の二の表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる活動	申請人が弁護士、司法書士、土地家屋調査士、外国法事務弁護士、公認会計士、外国公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士としての業務に従事すること。 The applicant must engage in the profession of an attorney (bengoshi), judicial scrivener (shihoushoshi), land and house

Legal/Accounting Services	investigator(tochikaokuchousashi), foreign lawyer registered in Japan(gaikokuhou-jimu-bengoshi), certified public accountant (koninkaikeishi), foreign certified public accountant registered in Japan (gaikoku-kouninkaikeishi), certified tax specialist (zeirishi), certified social insurance and labor specialist (shakaihokenroumushi), patent attorney (benrishi), maritime procedure agent (kaijidairishi) or certified administrative procedures specialist(gyouseishoshi).
---------------------------	--

3 . 弁護士界の横槍

平成 18 年 12 月 13 日「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」での決定とその影響からか、日本国法令の正確な英語表記に関し、ここ最近は煩く言われるようになってきたが、土業のトップに君臨する弁護士会の駄々っ子振りと横槍は目に余るものがある。内閣官房編纂の法令翻訳データにも「法律・会計業務の項」として八土業が列挙されているにも拘らず、「法律家は弁護士と許された一部の司法書士である。」と公言してはばからない傍若無人ぶりである。「Gyoseishoshi Lawyer」「行政書士は街の法律家」という表記に対する日弁連からのクレーム(18年12月22日 日弁連総第71号)も、土業間における軋轢と苛立ちの産物である。

この日弁連からの申入書に対し、日行連は一旦拒絶回答(19年4月19日 日行連発第79号)をしたが、土業がこぞってADRに参入表明をしている時期でもあり、行政書士がADRへ参入し実績を積むためには弁護士(界)の協力が不可欠であったため、やむなく妥協せざるを得なかった。その結果、平成19年10月以降の行政書士の月刊誌「日本行政」から「Gyoseishoshi Lawyer」の表記は消え去る運命となった。

3 . 行政書士における「事務所の名称」

行政書士法では、第6条、第8条、第13条の8、第19条の2の条文に規定されるように、行政書士の登録に際して、事務所の名称等を定めることが規定されている。これによって、事務所名称に「〇〇法務事務所」とつくものが、行政書士法人では19法人、個人の行政書士事務所では実に975の行政書士事務所に「法務」という名称が既に存在している。(平成20年6月現在)

なお、これに類する民間資格では、平成 10 年頃から日本人材育成協会が「人事法務士」なる資格者を養成しており、現在約 23,000 人が登録している。

4 . 司法書士における名称変更

2008 年 1 月の「月報 司法書士」に、司法書士を考える「なぜいま 名称変更か」と題する特集が掲載された。

それによると、司法書士界はその名称を司法書士から「法務士」へ、その英訳を Judicial scrivener から「Legal Practitioner」に変更するため、愈々動き出したようである。

この日司連の「法務士」名称使用の問題は、日本人材育成協会の「人事法務士」という名称、行政書士の事務所名称として定着しつつある「〇〇法務事務所」名称を巻き込んだ形で、どう決着するのか目が離せない状況を呈しつつある。